

空き店舗賃貸における固定資産税の減免措置について（新規）

桐生市においては、中心市街地における空き店舗の利活用を促進することによる商店街の活性化を図るために、「中心市街地空き店舗情報登録制度」や「空き店舗活用型新店舗開設・創業促進事業補助金」などの施策が講じられ、成果を挙げているところであります。

しかしながら、空き店舗を借りる際の賃貸料につきましては必ずしも安価とは言えず、そのことが空き店舗の有効活用を阻害する要因の一つとなっていることも事実であります。

つきましては、空き店舗の賃貸契約が成立した際には、契約物件の固定資産税の減免措置について特段のご配慮をいただきたく強く要望いたします。

【桐生市からの回答】

中心市街地などにおける空き店舗の利活用推進を図り、商店街の活性化に資するべく実施している「空き店舗活用型新店舗開設・創業促進事業補助金」や「中心市街地空き店舗活用支援資金」では、平成27年度からの3年間で42件の新店舗などが開店しており、大きな成果が挙げられているものと考えております。

一方で、空き店舗賃貸における固定資産税の減免措置につきましては、税の公平性の面で課題があり実施は困難であると考えております。

本市といたしましては、空き店舗の利活用実績の検証を進める中で、必要に応じて有効性のある支援について検討してまいりたいと考えております。

【回答担当】産業経済部産業政策課商業・金融係